

横浜市行政不服審査会答申
(第61号)

平成31年 1 月23日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「行政証明不交付決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

審査請求人は、平成 30 年 5 月 1 日、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 20 条第 1 項の定めにより、泉区長（以下「処分庁」という。）に対して、特定個人の戸籍の附票の一部の写しの交付の請求（以下「本件請求」という。）をした。処分庁は、同月 8 日、法第 20 条第 5 項において準用する法第 12 条第 6 項の規定する「不当な目的によることが明らかとなるとき」に該当するとしてこれを不交付とする決定（以下「本件処分」という。）をした。審査請求人は、本件処分は違法又は不当であるとして、その取消しを求めた。

なお、本件請求の対象となっている特定個人（以下「本件対象者」という。）は、横浜市ドメスティック・バイオレンス、ストーカー等被害者支援のための住民基本台帳事務取扱要領（平成 16 年 7 月 1 日市窓第 45 号。以下「横浜市要領」という。）に基づき審査請求人を加害者として支援措置（以下「本件支援措置」という。）を申し出ている。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

審査請求人は、本件対象者の母であるところ、本件対象者は、審査請求人に虐待されたとの虚偽の事実を理由とする本件支援措置を申し出た。本件対象者の自立と安全のためには、大学に復学し、必要な医療措置を採ることが必要である。処分庁は、本件支援措置の実施を撤回したうえ、本件処分を取り消すべきである。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

本件対象者は、横浜市要領に基づく本件支援措置を適法に受けており、その中で審査請求人は加害者と位置付けられている。そこで、戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和 60 年法務省・自治省令第 1 号。以下「戸籍省令」という。）第 1 条第 2 項第 2 号で規定する請求事由の記載を求め、その内容を精査したが、請求に特別な必要があるとは認められなかった。したがって、本件請求は、法第 20 条第 5 項において準用する法第 12 条第 6 項の規定「不当な目的によることが明らかなとき」に該当するので、本件処分は適法かつ妥当である。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書「7 争点に対する判断」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「7 争点に対する判断」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 争いのない事実

本件対象者は、審査請求人を加害者とする支援措置を求める旨の申出を行い、本件支援措置が決定された。

審査請求人は、処分庁に対し、平成 30 年 5 月 1 日付けで、法第 20 条第 1 項の規定に基づき、本件請求にかかる戸籍証明等請求書に「裁判のため／不交付の場合、文書で回答をお願い致します」と記載して本件請求をした。

処分庁は、本件支援措置が採られていることを理由として、本件請求を法第 20 条第 5 項で準用する法第 12 条第 6 項が規定する「不当な目的によることが明らかなとき」に該当すると判断し、平成 30 年 5 月 8 日付けで本件処分を行った。

(2) 支援措置制度と法第 12 条第 6 項「不当な目的によることが明らかなとき」の関係

法第 1 条に規定される「住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進する」の目的を達するため、法第 20 条第 1 項は、一定の要件の下で、戸籍の附票の交付を受けることを認めている。

法第 20 条第 5 項が準用する法第 12 条第 6 項柱書の「不当な目的」とは、「他人の住民票の記載事項を知ることが社会通念上、相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、その記載事項を探索し、又は暴露したりなどしようとする事」（市町村自治研究会編著「全訂住民基本台帳法逐条解説」）とされている。

ところで、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）は、地方公共団体に対して配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有することを定めている。また、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）は、ストーカー行為等の相手方の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止すること等を目的とした上で、地方公共団体に対しても、ストーカー行為等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないことを定めている。そして、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）は、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とすることを定めている。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく国の技術的助言である住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日法務省民事局長等通知によるもの。以下「法務省要領」という。）第 5－10 は、上記の各法律の趣旨目的等を踏まえ、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為（以下「配偶者からの暴力等」という。）の加害者が、戸籍の附票の写し等の交付制度を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止するため、市町村長において、被害者の申告に基づいて事前に一定の類型に該当する被害者と加害者を把握し、当該申告上の加害者からの被害者に関する住民票の写しの交付申出があった場合には、その必要性等についてこれを特に慎重に検討するための制度として、支援措置制度を設けることを助言している。

これを受け、横浜市では、法務省要領の内容を踏襲した内容の横浜市要領を定めている。

横浜市要領 6 (1) は、各区長は、支援措置の実施に際して、支援措置の実施を求める者が、支援対象者に該当することを、警察署長が発行した警告等実施書面、裁判所の保護命令決定書の写しなどの書面やそれ以外の適切な方

法により、確認を行ったうえで支援を決定すると規定する。

また、横浜市要領 8 (1) は、支援措置の実施が決定された場合には、加害者から戸籍の附票の写し等の交付の請求がなされたときには、当該請求に応じないものと規定する。

そして、一般的に、被害者が過去に配偶者からの暴力等の被害を受けており、更に被害を受けるおそれがあるとして加害者に対して住所を秘匿している場合には、加害者に被害者の所在が知られてしまうと原状回復が不可能であること、加害者が被害者の所在を知ることによって被害者の生命、身体に対する現実的な危険が非常に高まることからすれば、支援措置制度として、事前に被害者の申告に基づいて、一定の類型に該当する加害者と被害者を選び出し、窓口における取扱いを統一化すること自体については、法の許容するところであると解される。

したがって、支援措置の決定に際して、処分庁は、横浜市要領に基づき、支援措置の申出者が配偶者からの暴力等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等されるおそれがある者であることを、警察署長が発行した警告等実施書面、裁判所の保護命令決定書の写しなどの書面やそれ以外の適切な方法により確認することとし、特段の事情がある場合は格別、支援措置の決定がこのような手続を経てされている者には要保護性を認めて、「加害者が、支援措置が採られている者に係る住民票の写し等の交付請求をした場合には、同条第 1 項各号に掲げる者に該当しないこととし、これを拒否することができる」こととする支援措置制度自体について、合理的でないということとはできない（東京地方裁判所平成 28 年 3 月 30 日判決同旨）。

横浜市要領 8 (1) は、支援措置の実施が決定された場合には、加害者から戸籍の附票の写し等の交付の請求がなされたときには、当該請求に応じないと規定しており、これは、加害者から戸籍の附票の写し等の交付の請求がなされた場合には、「不当な目的」があるものとして請求を拒否する取り扱いを定めるものである。

もっとも、戸籍省令第 1 条第 2 項第 2 号の規定に鑑みれば、支援措置の実施が決定された場合であっても、加害者からの戸籍の附票の写し等の交付の請求がなされたときには、請求事由をより厳格に審査すべきことになる。その結果、請求に特別の必要があると認められるときには、交付する必要が

ある機関等から交付請求を受けるなどの方法により加害者に交付することなく請求の目的を達成することが可能となっている。

そうであれば、戸籍の附票の写し等の交付の請求者を加害者として支援措置が決定されている場合に、法第12条第6項に基づき戸籍の附票の写し等の交付請求を拒否することが妥当かという判断においては、被害者に要保護性が存することを前提として、当該請求者による請求に特別の必要が認められるかを判断すべきである。

(3) 本件処分の適法性・妥当性

(1)のとおり、本件においては、本件対象者について審査請求人を加害者とする本件支援措置の実施が決定されている。

審査請求人は、これを本件対象者が虐待との虚偽の事実を申告したためであって、本件対象者には要保護性がないと主張する。

しかし、本件において、本件対象者は、審査請求人を加害者とする保護の必要性について相談機関等に相談をして支援措置の実施を求め、処分庁は、相談機関等の意見により支援の必要性を確認した。

ほかに、本件対象者の要保護性がないことを基礎づける資料としては、審査請求人の陳述のみであって、本件に提出された証拠を吟味しても、その要保護性を失わせるような特段の事実関係の存在を認めることはできない。

もっとも、(2)で述べたとおり、特別に、戸籍の附票の写し等を交付する必要がある機関等に直接これを交付する方法により当該交付申出を認めるべき場合があると解される。

しかし、審査請求人の主張及び本件に提出された証拠類によっても、審査請求人の権利行使等のために特別に交付申出を許容すべき具体的な事情が存在することは明らかではない。

(4) 結語

以上のとおりであるから、本件処分は適法かつ妥当であって、審査請求人の主張には理由がない

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、上記5の審査庁の裁決についての判断は、妥当

である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成30年8月16日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成30年9月4日	・ 弁明書の受理
平成30年9月11日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成30年10月2日	・ 反論書の受理
平成30年10月9日	・ 反論書（副本）の送付
平成30年10月15日	・ 口頭意見陳述申立書受理
平成30年10月15日	・ 提出書類等閲覧等請求書受理
平成30年10月31日	・ 口頭意見陳述実地の通知
平成30年10月31日	・ 提出書類等閲覧等請求の回答
平成30年11月20日	・ 口頭意見陳述実施
平成30年11月21日	・ 口頭意見陳述実施における書面の提出期限の通知
平成30年12月6日	・ 審理手続の終結
平成30年12月12日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成30年12月19日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成31年1月23日	・ 調査審議